

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	773	歯科医療安全検討会、歯科医療安全研修会等の開催を委託
合計	773	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

- ・ 県費負担なし

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・ 事業目的が、安全で安心な質の高い歯科医療安全管理体制の整備を促進することであり、歯科医学的知識及び県内歯科医療機関の現状を熟知している県歯科医師会と連携して進めることが効果的である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

歯科医療安全管理対策を推進することにより、県民の歯科医療に対する信頼を確保することができ、歯科医療安全検討会での内容も踏まえ研修会を通して歯科医療従事者に対し、歯科医療安全に対する理解、正しい知識を普及啓発する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、医療安全管理体制を整備するために、歯科医療従事者の資質向上を目的としているため、指標化はそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和元年度

- 医療安全研修会の開催
 - ・1回開催、116名参加
- 医療安全検討会の開催
 - ・1回開催

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

近年、患者からの苦情や相談の問合せが増え、時に医事紛争に発展することもあり、100人を超える歯科医療従事者が一同に集い、研修することができた。

また、更なる医療安全管理体制の推進のため、今後の取り組むべき課題について、検討・協議を行い、安全・安心な質の高い歯科医療を提供する体制の構築を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	医療法の改正（平成19年4月）により、すべての医療機関で医療安全管理体制の整備が義務付けされており、安全安心な質の高い歯科医療を提供するため、本事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	医療機関における安全管理体制の充実・強化の充実は極めて重要かつ常に最新情報を取り入れていく必要があり、他事業で実施された歯科医療安全研修会においても例年参加者が数多いこと等から事業効果は表れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	企画運営を適正かつ効果的に実施してきたノウハウをもつ者に委託することで、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 日進月歩の医療の中で、新たな課題は山積しており、引き続き歯科医療安全管理体制の整備は必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も歯科医療従事者の医療安全に対する意識の向上を図る上で、有効である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	